

教育委員会交際費の公表に関する要綱

平成13年 6月27日制定

平成20年 4月1日一部改正

平成22年 4月1日一部改正

平成26年 4月1日一部改正

平成31年 4月1日一部改正

[教育総務部総務課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育委員会交際費の支出の内容を市民に公表することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(書面の作成)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を記載した書面（以下単に「書面」という。）を各年度につき月ごとに作成するものとする。

(1) 支出年月日

(2) 支出金額

(3) 別表に掲げる支出区分及び支出内容（個人名及び教育委員会の交際その他の事務に支障を及ぼすと認められる事項を除く。）

2 書面は、当月分を翌月の末日（その日が市の休日に当たるときは、その日の翌日以後の市の休日でない日）までに作成するものとする。

3 教育委員会は、書面を当該支出負担行為をした日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならぬ。

(公表の方法)

第3条 交際費の公表は、郡山市のホームページに更新掲載するとともに書面を閲覧（写しの交付を含む。以下同じ。）に供することにより行うものとする。

(閲覧の請求権者)

第4条 個人又は法人その他の団体は、書面の閲覧を請求することができる。

(閲覧の場所)

第5条 書面の閲覧は、郡山市政策開発部広聴広報課市政情報センター（次条において「センター」という。）において行うものとする。

(写しの交付手続等)

第6条 書面の写しの請求をしようとする者は、センター備え付けの用紙に、住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。

2 書面の写しの交付を受けようとする者は、その交付に要する費用として写し1枚につき10円を負担しなければならない。

(遵守事項)

第7条 書面を閲覧する者は、当該書面を外部に持出し、又は損傷し、汚損し若しくは加筆の行為をしてはならない。

(閲覧の禁止等)

第8条 教育委員会は、この要綱に違反する者又は係員の指示に従わない者に対し、書面の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

附 則

この要綱は、平成13年6月27日から施行し、平成13年5月1日以後の交際費の支出について適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

教育委員会交際費に係る支出区分

No.	支 出 区 分	説 明
1	会 費	教育委員会に関する各種団体等が催す祝事、記念行事、総会、新年会等に対する会費
2	参 加 費	教育行政の円滑な運営に有効な研修会及び人的交流をもつ会への参加等
3	御 祝	教育委員会に関する各種団体等が催す祝事、記念行事、総会、新年会等に対するお祝い（上記1を除く。）
4	贊 助	公益的な催し及び教育・福祉等の振興に寄与する催しに対する贊助
5	香 料	教育行政関係者及びその親族の葬儀に対する香典・生花代等
6	見 舞 い	教育行政関係者の傷病・災害に対する見舞い
7	謝 礼	教育行政に協力をいただいている方々等に対する儀礼的な謝礼（記念品・贈答品等）
8	懇 談 会 費	海外来訪者の歓迎接待及び教育行政の利益のために行われる対外的折衝に伴う懇談会費
9	そ の 他	上記のほか、教育行政の円滑な運営に効果があると認められる場合の支出